

両立支援等助成金 「育休中等業務代替支援コース」
「柔軟な働き方選択制度等支援コース」をご紹介します

「両立支援等助成金」は、仕事と育児・介護等を両立しやすい職場環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する制度です。

育休中等業務代替支援コース（令和6年1月新設）

制度	対象となる場合	主な要件	支給額
手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	①代替業務の見直し・効率化 ②手当制度等を就業規則等に規定 ③7日以上の子育て休業取得 ④業務代替者への手当等の支給	以下①②の合計額を支給 【最大125万円】 ①業務体制整備経費：5万円（育休1か月未満：2万円） ②手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで （プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増）
手当支給等 (短時間勤務)	育児のための短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	①代替業務の見直し・効率化 ②手当制度等を就業規則等に規定 ③1か月以上の短時間勤務利用 ④業務代替者への手当等の支給	以下①②の合計額を支給 【最大110万円】 ①業務体制整備経費：2万円 ②手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
新規雇用 (育児休業)	育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合	①代替要員を新規雇用または派遣で確保 ②7日以上の子育て休業取得 ③代替要員が業務を代替	代替期間に応じた額を支給 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円 （プラチナくるみん認定事業主は支給額を加算）

※各制度合わせて育休取得者と制度利用者合計で1年度10人まで、初回の対象者が出てから5年間まで対象
 ※育休取得者・制度利用者が有期雇用労働者の場合、10万円加算（代替期間が1か月以上の場合のみ）
 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり

柔軟な働き方選択制度等支援コース（令和6年4月新設）

主な要件	① 育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（下記の「柔軟な働き方選択制度等」）を2つ以上導入（労働協約又は就業規則に規定）する ② 「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知する ③ 助成金の対象労働者（制度利用者）と面談を実施し、「面談シート」に記録する ④ 面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成する ⑤ 制度利用者が、柔軟な働き方を可能とする制度のうちの1つを、制度利用開始から6か月間で、下記の基準以上利用				
柔軟な働き方選択制度等	フレックスタイム制/時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	制度利用者の子が小学校就学前まで（ただし、短時間勤務制度は子が3歳以上に限る）			合計20日以上制度利用	
支給額	●柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用 20万円 ●柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用 25万円 ※1年度あたり1事業主5人まで対象 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助 合計20時間以上取得	

育児を行う労働者が仕事と育児を両立するため、育児休業や育児のための短時間勤務制度、柔軟な働き方を可能とする制度を利用しやすい職場環境づくりのため、**両立支援等助成金**を活用しましょう。

仕事と育児を両立しやすい職場環境づくりに取り組む中小企業事業主である

いいえ

中小企業事業主のみが対象となります。

はい

（本人または配偶者が）出産予定で、育児休業取得予定の労働者がいる
小学校就学前までの子の育児を行う労働者がいる

いいえ

両立支援等助成金は、仕事と育児を両立しやすい職場環境づくりとともに、一定の要件を満たした制度利用等の実績がある場合が対象となります

はい

育児休業取得予定の男女労働者がいる

はい

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行おうと思う

両立支援等助成金

出生時両立支援コース

男女労働者の円滑な育休取得（3か月以上）と職場復帰に取り組もうと思う

育児休業等支援コース

育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に「業務代替手当」を支給しようと思う

育休中等業務代替支援コース【手当支給等（育児休業）】

育児休業取得者の代替要員を新規雇用しようと思う

育休中等業務代替支援コース【新規雇用（育児休業）】

3歳未満の子の育児との両立のため、育児短時間勤務利用を希望する男女労働者がいる

はい

育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に「業務代替手当」を支給しようと思う

育休中等業務代替支援コース【手当支給等（短時間勤務）】

小学校就学前までの子の育児との両立を希望する男女労働者がいる

はい

フルタイムでの柔軟な働き方も可能とする制度を複数導入しようと思う

柔軟な働き方選択制度等支援コース

◎ 詳しい支給要件や手続等については、東京労働局HPの「**両立支援等助成金 支給要領**」をご確認ください。

◎ 中小企業事業主の範囲や、**就業規則等の規定例**、「育休復帰支援プラン」「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」の作成例等については、東京労働局HPの「**支給申請の手引き**」をご参照ください。

◎ お問い合わせ先

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金係 TEL：03-6893-1100（受付時間：9時00分～17時00分）

両立支援等助成金 東京労働局 **検索**